

要 旨

今日の学校教育においては、義務教育段階から高等教育段階まで福祉教育が展開されている。しかしながらその歴史は浅く、福祉教育の概念は曖昧になっており、未だ確立していない。それゆえ、今日の学校教育において展開されている福祉教育の内容は、「高齢者・障害者の疑似体験」や「当事者による講話」にとどまっており、本来あるべき人権教育としての福祉教育が展開されていないことが、社会福祉学研究者を中心に問題視されている。そこでは本来あるべき福祉教育としての人権教育が展開されていない理由のひとつに、社会福祉を基盤とした福祉教育への教員の理解不足があげられている。しかしながら、先行研究において、教員が福祉教育の基盤となる社会福祉に対する正しい認識や理解、態度を培っているかどうかを詳しく研究しているものはない。なお筆者は、社会福祉の価値に中心的位置を占める人権について、教員養成段階において人権教育が科目として、盛り込まれていないということを教員養成のカリキュラムにて確認した。これらのことから、社会福祉を基盤とした福祉教育がおこなわれない理由として、そもそも教員自身の人権、権利意識が欠如しているのではないかと仮説を立てた。

よって、本研究では、教員の人権、権利意識とそれに影響を与えている要因を分析することから、今後の福祉教育における課題を検討することを試みた。結果、介護等体験の有無、年代、学校種別の3つが人権、権利意識に影響を与えているという結果を得ることができた。